

○由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例施行規則

令和 8 年 7 月 1 日

規則第 3 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例（令和 7 年条例第 2 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定住宅地の位置及び名称)

第 2 条 条例第 3 条の定住宅地の位置及び名称は、別表のとおりとする。

(用途の指定期間及び居住開始日の延長)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項及び第 1 3 条の規定において、市長がやむを得ない特別な事情があると認める時には、用途の指定期間及び居住開始日の延長を認めることができる。

(仮譲渡の申請)

第 4 条 条例第 6 条の規定による仮譲渡の申請は、由布市定住促進宅地の仮譲渡申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 居住しようとする世帯員全員の戸籍及び戸籍の附票の写し

(2) 居住しようとする世帯員全員（16 歳未満の者を除く。）の直近の所得証明書（控除の内訳が分かるもの）

(3) 居住しようとする世帯員全員（16 歳未満の者を除く。）の直近の市町村税の納税証明書又は市町村税の非課税証明書

(4) 確約書（印鑑証明書添付）

(5) その他市長が必要と認める書類

(仮譲渡の決定通知)

第 5 条 条例第 7 条第 2 項の規定による仮譲渡の決定の通知は、由布市定住促進宅地仮譲渡決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(仮譲渡の契約)

第 6 条 条例第 7 条第 3 項に規定する仮譲渡契約は、仮譲渡期間、建築規制その他定住宅地の仮譲渡に必要な事項を記載した契約書により行うものとする。

(無償譲渡の申請)

第 7 条 条例第 1 0 条第 1 項の規定による譲渡の申請は、由布市定住促進宅地譲渡申請書（様式第 3 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 誓約書（印鑑証明書添付）

(2) 住宅建築に係る工事請負契約書の写し

(3) 前号の契約に関する金融機関の融資が確認できる書類又は支払能力が確認できる書類

(4) 住宅の配置図、立面図及び平面図

(5) その他市長が必要と認める書類

(譲渡の決定及び契約)

第8条 条例第11条第2項の規定による譲渡の決定の通知は、由布市定住促進宅地譲渡決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第11条第3項に規定する譲渡契約は、建築規制その他定住宅地の譲渡に必要な事項を記載した契約書により行うものとする。

(完了の届出)

第9条 譲受人は、住宅の建築が完了し、居住を開始したときは、完了届(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 居住する世帯員全員の住民票の写し

(2) 建物の引渡しができる書類の写し

(3) 住宅の登記事項証明書

(4) 住宅の配置図、立面図及び平面図(変更があった場合に限る。)

(5) 住宅の全景写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(違約金)

第10条 条例第17条第1項の違約金の金額は、契約書に基づく面積に1㎡あたり2,900円を乗じたものとする。

(建築の条件)

第11条 譲受人は、住宅の建築に際し、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 宅地の地盤面の高さは、仮譲渡契約締結時の地盤面(以下「現状地盤面」という。)とし、これを変更しないこととする。

(2) 住宅は1区画に1戸建とする。

(3) 住宅の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の5以下とする。

(4) 住宅の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の10以下とする。

(5) 住宅の高さは、各区画の現状地盤面より10メートル以下とする。

(6) 住宅の外壁、物置、車庫その他これに類するものから敷地境界線までの距離は、1メートル以上後退しなければならない。

(7) 隣地境界に設置する垣、柵、塀その他これに類するものの高さは、現状地盤面から2メートル以下とする。

(8) 前項各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合は、その他の条件を付することができる。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する

別表（第2条関係）

定住宅地の名称	位置	区画数
風香る丘	由布市庄内町大龍2707番地5	12